

# 資料 9

生駒市図書館条例施行規則(昭和62年3月生駒市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(貸出しの対象者及び手続)</p> <p>第9条 <u>図書</u>の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者            (2) 市内に所在する事業所に勤務する者            (3) 市内に所在する学校に通学する者            (4) 平群町内に住所を有する者            (5) その他特に館長が認めた者</p> <p>2 <u>図書</u>の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、利用券申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、適当と認めるときは、利用券(様式第2号)を申込者に交付するものとする。</p> <p>4 <u>図書</u>の貸出しを受けようとする者は、利用券を提示しなければならない。</p>	<p>(貸出しの対象者及び手続)</p> <p>第9条 <u>図書館資料</u>の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。<u>ただし、電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては確認することができない方式で作られた記録をいう。))によって作成されたもののうち、インターネットその他教育委員会が定める方法により利用が可能なものとして教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。)</u>の貸出しを受けることができる者は、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者            (2) 市内に所在する事業所に勤務する者            (3) 市内に所在する学校に通学する者            (4) 平群町内に住所を有する者            (5) その他特に館長が認めた者</p> <p>2 <u>図書館資料(電子書籍を除く。第4項及び第14条において同じ。)</u>の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、利用券申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申込書の提出があった場合において、適当と認めるときは、利用券(様式第2号)を申込者に交付するものとする。</p> <p>4 <u>図書館資料</u>の貸出しを受けようとする者は、利用券を提示しなければならない。</p> <p>5 <u>電子書籍に係る貸出の手続については、教育委員会が別に定める。</u></p>
<p>(貸出しの期間及び冊数)</p> <p>第11条 <u>図書</u>の貸出期間は、2週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる冊数は、1人12冊以内とする。ただし、館長は、必要と認めるときは、冊数を別に指定することができる。</p> <p>(館外貸出の制限)</p>	<p>(貸出しの期間及び冊数)</p> <p>第11条 <u>図書館資料</u>の貸出期間は、2週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる冊数は、1人12冊以内<u>(電子書籍にあっては、1人2冊以内)</u>とする。ただし、館長は、必要と認めるときは、冊数を別に指定することができる。</p> <p>(館外貸出の制限)</p>

第12条 貴重図書その他館長が特に指定した図書は、館外貸出を行わないものとする。

(返納を怠った者に対する処置)

第13条 教育委員会は、図書を期間内に返納しなかった者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

(資料の複写)

第14条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、教育委員会が定める手続を経なければならない。

2 図書館資料の複写は、その一部分の複写を1人につき1部とする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、図書館資料の複写をすることができない。

(1) 複写により損傷を生ずるおそれがあるもの

(2) その他、館長が複写することを不相当と認めたもの

4 複写により著作権法(昭和45年法律第48号)上の問題が生じた場合は、すべて当該複写の申込みをした者が、その責めを負うものとする。

第12条 貴重図書その他館長が特に指定した図書館資料は、館外貸出を行わないものとする。

(返納を怠った者に対する処置)

第13条 教育委員会は、図書館資料を期間内に返納しなかった者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

(資料の複写)

第14条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、教育委員会が定める手続を経なければならない。

2 図書館資料の複写は、その一部分の複写を1人につき1部とする。

3 次の各号のいずれかに該当する図書館資料は、複写をすることができない。

(1) 複写により損傷を生ずるおそれがある図書館資料

(2) その他館長が複写することを不相当と認めた図書館資料

4 複写により著作権法(昭和45年法律第48号)上の問題が生じた場合は、全て当該複写の申込みをした者が、その責めを負うものとする。